

第1回 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会

日 時 平成17年2月5日(土) 午後1時30分から

場 所 釧路プリンスホテル 2階 鶴の間

出席者(53名)

会 長 伊 東 良 孝

副会長 中 島 守 一

高 野 武

委 員 折 原 勝

本 吉 俊 久

近 藤 登司雄

宮 下 健 吉

山 崎 征 勝

菅 寄 昌 晴

千 葉 光 雄

山 田 忠 孝

二 瓶 雄 吉

花 井 紀 明

草 島 守 之

高 橋 宏 政

松 永 俊 雄

吉 田 守 人

栗 野 二 郎

佐 藤 英 雄

松 橋 主 幸

溝 口 精

田 井 博 行

岸 山 敏 安

小 山 昭 二

本 城 洋

細 野 勝

濱 屋 重 夫

矢 野 忠 治

木 村 芳 人

門 間 俊 二

平 間 育 子

小笠原 和 子

小坂田 裕 二

近 藤 康 範

近 藤 信 治

金 山 泰 明

松 岡 照 幸

角 田 精

曾我部 不二子

山 下 恵 子

坂 本 淳

梅 崎 明 生

菅 寄 通 晴

佐 藤 紀 二

岸 田 喜 良

河 合 京 子

川 村 利 明

遠 藤 憲 鋭

吉 田 正 勝

七 里 信 三

荻 原 秀 一

岡 田 浩

駒 込 政 彦

監査委員 藤 村 力
坪 田 優

欠席者（6名）

委 員 松 岡 尚 幸
鎌 田 敏 夫
小 瀬 泰
小 林 正 昭
田 村 定 治
東 利 勝

1 . 開 会

事 務 局： 本日は、皆様大変お忙しい中、お集まりをいただき、誠にありがとうございます。ただ今より、「第1回釧路市・阿寒町・音別町合併協議会」を開催させていただきます。

まず会議に入ります前に本日の資料について確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、事前にお配りさせていただいております「第1回会議資料」、それと別冊資料で4分冊に分かれておりますが、資料1の「新市建設計画（素案）」関係の資料、資料2の「合併協定書修正案」、それと座席表でございます。また本日配布させていただきましたA3版の資料で、右肩に「当日提案1項目」、「修正提案1項目」と書かれた2枚ものの資料でございます。皆さん、お手元にお揃いでしょうか。よろしければ、これから会議の方に入らせていただきます。それではまず開会に当たりまして、当協議会の会長に選任されております伊東良孝釧路市長から一言ご挨拶申し上げます。

2 . 会長・副会長挨拶

伊 東 市 長： 本日は、皆様、大変お忙しい中、「第1回釧路市・阿寒町・音別町合併協議会」にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

協議会は、皆様ご承知のとおり、去る1月27日に開催されました各市町の臨時議会におきまして協議会設置の議決をいただきましたことを受け、1月31日に3首長が協議書への調印を行い、発足した法定の協議会でございます。

皆様におかれましては、大変ご多用のところ、快く委員をお引き受けいただきましたことに、改めて厚くお礼を申し上げる次第でございます。

また、会長職につきましては、協議会規約により、3首長で協議をさせていただきまして、阿寒町長並びに音別町長のご推薦をいただきまして、会長の大役を務めさせていただくことになりました。これからもお世話になりますので、よろしく願い申し上げます。

また、これまでの6市町村の協議会や4市町の協議会における話し合いや基礎的データを土台にしまして、この協議会は極めて短い時間での合意の形成に向けた協議会でございます。特例法による国からの支援を受ける最後のチャンスは、3月末までに北海道知事に申請するというように期限が決まっている話でございますので、皆様にはご無理、ご面倒をお掛けし、申し訳なく思う訳でございますが、この地域の持続的な発展、さらには住民サービスの向上等を目指しての50年に一度、100年に一度の大きな事業でございますので、本当に皆様におかれましてはご協力を賜り、そしてまた心をつにして合併に向けて進めさせていただきたいと思う次第で

ございます。委員の皆様には、限られた時間の中で、各市町の代表としてのご意見等も賜りながらよろしくお願い申し上げる次第でございます。

最後となりましたが、本日の会議の公開につきましては、開催案内文と併せてお願いしておりましたが、委員の皆様の事前のご理解をいただきましたことに感謝を申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

事務局： 続きまして、当協議会の副会長の皆様よりご挨拶申し上げます。

まず初めに、副会長の中で会長の職務代理を務めていただきます阿寒町の中島町長にお願いします。

中島町長： 阿寒町の中島でございます。3回目の仕切り直しで、当初より会場が縮小されたようにも感じますが、今、伊東釧路市長がおっしゃいましたように、平成の合併につきましては、恐らく「明治の大合併」、終戦後の「昭和の合併」、そしてまた「平成の合併」と日本の自治体行政の合併におきましては、3度目の大きな合併でございます。

そしてこの協議はこれからいかに生きていくか、自治体として大きくまとまっていくか、住民にサービスをしていくかといったことを話し合う大事な協議だと思えます。今回の3度目の協議で残された時間はあまりございませんが、そういう面で十分、論議しながら大きいまちだからといって奢ることなし、また小さいまちだからといって怯むことなく十分論議しながら、この地域の発展のため頑張っていきたいと思っています。委員の皆様にはこれから同じような議論の繰り返しがあるかもしれませんが、そこはそれぞれの地区の将来のためということで、是非頑張ってくださいと思います。そのことをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 続きまして、副会長の高野音別町長にお願いします。

高野町長： 本日は皆様方には大変お忙しい中、第1回目の釧路市・阿寒町・音別町合併協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。ご案内のように釧路地域4市町合併協議会は白糠町の離脱によりまして解散となった訳でございますけれども、新ためて釧路市、阿寒町、音別町で協議し、新しい地域づくりという認識の下に、3市町で合併協議会を立ち上げようということに同意いたしまして、先ほど伊東市長からも説明がありましたけれども、1月27日にそれぞれの議会におきまして合併協議会設置の議決をいただきまして、1月31日には3首長による合併協議会設立の調印式を行い、今日を迎えた訳でございます。合併協議会設立当初から足並みを揃えて参りました。白糠町の離脱は大変残念な結果ではございますけれども、

白糠町民の皆さんが選択した結果でございますので、私どもも真摯に受け止めた訳でございます。結果、音別町は飛び地合併となりますけれども、私は今置かれている音別の現状、そして将来を見据えた場合、例え飛び地であっても合併はせざるを得ないと判断いたしまして、議会の理解をいただきながら、今日を迎えた訳でございます。またこの合併協議にあたりまして、釧路市の皆さん、そして阿寒町の皆さんには大変なご理解をいただきましたことにこの席をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。誠にありがとうございました。合併特例法の期限はもうわずかでございます。委員の皆様にはご苦勞をお掛けすることと思っておりますけれども、3市町の合併に向けて一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

3 . 委嘱状交付

事務局：ありがとうございました。続きまして、ただ今より、委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。

なお、委嘱状の交付に当たりましては、全体で59名の皆様に委員をお願いしていることから、会議時間の関係もあり、誠に恐れ入りますが、各市町の委員につきましては、代表してそれぞれの議会議長の皆様へ会長から委嘱状を交付させていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、まず初めに、委員の皆様のお名前をご紹介させていただきます。委員の皆様には、着席のままをお願いいたします。

まず、釧路市の委員の皆様です。

折原 勝 様、宮下 健吉 様、千葉 光雄 様、二瓶 雄吉 様、
花井 紀明 様、草島 守之 様、高橋 宏政 様、松永 俊雄 様、
濱屋 重夫 様、矢野 忠治 様、木村 芳人 様、門間 俊二 様、
平間 育子 様、鎌田 敏夫 様、小笠原和子 様、小坂田裕二 様、
近藤 康範 様、近藤 信治 様

続きまして、阿寒町の委員の皆様でございます。

本吉 俊久 様、山崎 征勝 様、松岡 尚幸 様、吉田 守人 様、
栗野 二郎 様、佐藤 英雄 様、松橋 主幸 様、溝口 精 様、
金山 泰明 様、松岡 照幸 様、小瀬 泰 様、角田 精 様、
小林 正昭 様、田村 定治 様、曾我部不二子 様、
山下 恵子 様、坂本 淳 様、梅崎 明生 様

続きまして、音別町の委員の皆様でございます。

近藤登司雄 様、筥寄 昌晴 様、山田 忠孝 様、田井 博行 様、
岸山 敏安 様、小山 昭二 様、本城 洋 様、細野 勝 様、
筥寄 通晴 様、東 利勝 様、佐藤 紀二 様、岸田 喜良 様、

河合 京子 様、川村 利明 様、遠藤 憲鋭 様、吉田 正勝 様、
七里 信三 様、荻原 秀一 様

それでは、会長から委嘱状を交付させていただきます。

釧路市委員を代表いたしまして、釧路市議会議長宮下健吉様にお受け取りいただきます。

伊 東 市 長： よろしくお願ひします。

事 務 局： 続きまして、阿寒町を代表いたしまして、阿寒町議会議長山崎征勝様にお受け取りいただきます。

伊 東 市 長： よろしくお願ひします。

事 務 局： 続きまして、音別町を代表いたしまして、音別町議会議長菅寄昌晴様にお受け取りいただきます。

伊 東 市 長： よろしくお願ひします。

事 務 局： 続きまして、お二人の共通委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。まず、釧路公立大学の岡田浩様にお受け取りいただきます。

伊 東 市 長： よろしくお願ひします。

事 務 局： 続きまして、北海道釧路支庁の駒込政彦様にお受け取りいただきます。

伊 東 市 長： よろしくお願ひします。

事 務 局： 以上で、委員の皆様への委嘱状の交付を終了させていただきます。各委員の皆様には、これからよろしくお願ひいたします。

4 . 監査委員の委嘱

事 務 局： 続きまして、当協議会の監査委員でございますが、合併協議会規約第 15 条第 1 項の規定に基づき、3 首長で協議いたしました結果、阿寒町代表監査委員藤村力様、並びに音別町代表監査委員坪田優様のお二人に監査委員を委嘱することとなりましたので、会長より委嘱状を交付させていただきます。まず、阿寒町代表監査委員の藤村力様にお受け取りいただきます。

伊 東 市 長： よろしく申し上げます。

事 務 局： 続きまして、音別町代表監査委員坪田勝様にお受け取りいただきます。

伊 東 市 長： よろしく申し上げます。

事 務 局： 以上で、監査委員の皆様への委嘱状の交付を終了させていただきます。

監査委員の皆様には、これからよろしくお願いいたします。

それでは大変恐れ入りますが、議長の皆様におかれましては、それぞれのお席にお戻り下さい。

続きまして事務局を紹介させていただきます。申し遅れましたが、私が事務局長の森でございます。釧路市から派遣されております。当協議会の事務局の職員名簿につきましては、会議資料 65 ページをご覧くださいと思いますが、3市町及び道からの派遣職員 8 名で構成しております。これから皆様の協議のサポートをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

5 . 報 告 事 項

事 務 局： 以上で当協議会の開催のための手続を終えさせていただき、引き続き議事に入らせていただきます。

なお、会議の議長につきましては、規約第 10 条第 2 項の規定により、会長があたることとなっておりますので、以後の進行につきましては、会長にお願いいたします。

また、本日の会議時間は概ね 2 時間程度を予定させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

伊 東 議 長： それでは規約に基づきまして、私が議長を務めさせていただきます。よろしくご協力をお願いいたします。

なお、会議の開催に当たりましては、規約第 10 条第 1 項の規定により、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は、正副会長を含め委員 59 名中 53 名のご出席をいただいております。したがって定足数を超えておりますので、会議が成立していることを宣言させていただきます。

それでは早速、議事に入りたいと思います。始めに報告事項でございます。報告第 1 号の「釧路市・阿寒町・音別町合併協議の経過」、それと報告第 2 号の「協議会規約等の確認」と報告第 3 号の「関係規程等の報告」につきましては、これまで首長協議などにより決められた規程等でございますので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、報告第1号「釧路市・阿寒町・音別町合併協議の経過」についてご説明させていただきます。お手元の資料の1ページをご覧ください。

当合併協議会は、地方分権の進展、少子高齢社会の到来、国・地方の逼迫する財政状況など多くの課題に直面する釧路市、阿寒町、音別町の3首長が、合併に向けた協議を行うために発議し、各議会の議決を経て設置された法定の合併協議会でございます。協議会設置に至る経過につきましては、お手元の資料の1ページに記載させていただいております。

これまで釧路市・阿寒町・白糠町・音別町の4市町で合併協議を進めて参りましたが、去る1月17日の4首長会議の中で、白糠町から1月16日の住民投票の結果を受け、合併協議を継続することができなくなった旨の表明がありましたことから、改めて合併の枠組みについての協議を行い、釧路市・阿寒町・音別町の3市町で、新たな合併協議会を設置し、合併特例法期限内での合併申請を目指し協議を継続していくことが確認されたことから、1月臨時会での合併協議会設置についての3市町議会の議決を経て、1月31日に設置されたものでございます。

続きまして、報告第2号の「合併協議会」の「規約等」について、ご説明させていただきます。お手元の資料では3ページをご覧ください。

まず3ページの説明資料1の「協議書」でございますが、3市町議会の議決を受け、1月31日に締結されました「当合併協議会設置に関する協議書」の写しでございます。

次に5ページ以降には、説明資料2として、3首長で合意されましたこの合併協議会の規約を添付させていただいております。要点のみを説明させていただきますが、まず第1条で、釧路市、阿寒町、音別町の3市町で地方自治法・合併特例法に基づく法定の合併協議会を設置すること、次の第2条で、この合併協議会の名称を「釧路市・阿寒町・音別町合併協議会」とすること、また次の第3条で、協議会の担任する事務をそれぞれ規定させていただいております。次に第4条から第8条までは事務所の所在地や組織の構成などに関する内容を、次の第9条、第10条は会議等に関する内容を、次の第11条、第12条は小委員会や幹事会、専門部会の設置に関する内容を、次の第13条は事務局に関する内容を、次の第14条から第17条までは経費の負担や財務、報酬及び費用弁償などに関する内容をそれぞれ規定させていただいております。なお、会議運営規程や小委員会などの設置規程につきましては、後ほど、協議事項の中で、皆様にご協議いただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、9ページをご覧ください。説明資料3の「協議書」でございますが、この協議書は、ただ今ご説明いたしました協議会規約の規定に基づき、1月31日に3首長が協議をして決定いたしました事項に関する

「協議書」の写しでございます。主な内容を説明させていただきますと、協議会の事務所を釧路市に置くこと、委員の定数を 59 人とすること、会長に釧路市長をあて、また会長の職務代理に阿寒町長をあてること、委員の定数は、正・副議長以外の議会から選出される委員を各 5 人、学識経験を有する委員を各 10 人とすること、協議会の経費は、広報紙発行に要する経費はそれぞれの関係市町に係る額を、またその他の経費は均等で負担とすること、監査委員は、阿寒町と音別町の監査委員とすることなどについて確認したものでございます。

続きまして、13 ページをご覧ください。説明資料 4 の「協議書」でございますが、この「協議書」は、1 月 31 日付けで合意されました、共通委員に関する協議書の写しでございます。先ほど、委員の委嘱をさせていただきましたお二人の方を共通委員として選任したことを定めたものでございます。

続きまして、報告第 3 号の「合併協議会関係規程等の報告」に移らせていただきます。資料では 15 ページをご覧ください。

報告第 3 号でご報告させていただきます規程等につきましては、15 ページの説明資料 1 の「事務局規程」、19 ページの説明資料 2 の「財務規程」、23 ページの説明資料 3 の「現金預入金融機関」の決定、25 ページの資料 4 の「報酬及び費用弁償に関する規程」の 4 つでございますが、これらにつきましては、いずれも協議会規約の定めにしたがい、1 月 31 日付けで会長が定めたものでございます。内容につきましては、いずれも 4 市町協議時に決めました規程等をもとに、協議会を構成する市町の変更や協議会名の変更など、所要の変更のみを加えたものとなっているところでございます。

なお、事務局体制についてでございますが、今回の合併の枠組みの変更に伴い、事務局員数が減員となりましたことから、これまでの総務班、計画班、調整班の 3 班体制から、総務・計画班と調整班の 2 班体制に変更させていただくという内容の修正を、事務局規程の別表の中で併せて盛り込ませていただいているところでございます。

以上、3 市町合併協議の経過と、これまでに取り決められました規約や各種規程等につきまして、併せてご報告させていただきました。よろしくお願いたします。

伊 東 議 長： ただ今、事務局から報告事項として、「合併協議の経過」と、これまでに取り決められました規約や各種規程等について説明がありました。これまでの説明の中で何かご質問等がございましたら、お受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

なお、大変恐れ入りますが、会議録作成の関係がありますので、発言される際には、市町名とお名前をお願いいたします。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： それでは報告第 1 号から第 3 号までにつきましては、ご承認をいただいたということにさせていただきます。

6 . 協 議 事 項

伊 東 議 長： 続きまして、協議事項に入らせていただきます。

まず初めに議案第 1 号の「会議運営規程」から議案第 4 号の「専門部会設置規程」までは、それぞれ協議会に諮って決定する規程でございますので、一括して事務局から説明をお願いします。

事 務 局： それでは、議案第 1 号から第 4 号までにつきましては、一括して説明をさせていただきます。資料では 27 ページ以降をご覧ください。

今回、皆様にご協議させていただきます規程につきましては、資料 27 ページの議案第 1 号の「会議運営規程」、資料 33 ページの議案第 2 号の「小委員会設置規程」、資料 39 ページの議案第 3 号の「幹事会設置規程」、資料 43 ページの議案第 4 号の「専門部会設置規程」の 4 つの規程でございます。

これらの規程につきましては、先程ご報告させていただきました協議会規約の規定に基づき、いずれも協議会に諮って決定されることとなる規程でございます。内容といたしましては、いずれも 4 市町協議時に定めました同種の規程をそのまま踏襲する形でご提案しているところでございますが、協議会を構成する市町の変更や協議会名の変更などの所要の修正のみを加えさせていただいているところでございます。説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

伊 東 議 長： ただ今、協議会の関係規程ということで、議案第 1 号から議案第 4 号まで一括して事務局から説明がありました。これまでの説明の中で、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： 議案第 1 号から議案第 4 号までにつきましては、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし。」の声)

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは議案第 1 号から議案第 4 号までにつ

きましては事務局案どおり決定させていただきます。

なお、本日の会議の傍聴についてでございますが、本来ですと、ただ今提案のありました「会議運営規程」のご承認をいただいた後に、規程第6条の「傍聴に関する規定」に基づき、傍聴していただくことになるわけでございますが、本日は会場が混雑することも予想されましたことから、事前に委員の皆様にご了解をいただき、傍聴の皆様には予め入場していただいているところでございますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは次に、ただ今ご承認いただきました「会議運営規程」第12条第2項の規定に基づき、会議録の署名委員を指名させていただきます。本日の会議録の署名委員につきましては、釧路市の濱屋重夫委員と阿寒町の粟野二郎委員のお二人にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、同じくただ今ご承認いただきました「小委員会設置規程」第3条第2項の規定に基づき、各小委員会の委員は、会長が指名するということになっておりますので、私の方から委員を指名させていただきたいと思っております。事務局から「小委員会名簿」をお配りさせていただきますので、よろしく申し上げます。

(8 小委員会の委員名簿を配布)

伊 東 議 長： ただ今、小委員会名簿をお配りさせていただきました。各委員の皆様には、よろしく申し上げます。

それでは続きまして、議案第5号の平成16年度の「事業計画」及び議案第6号の「歳入歳出予算」についてでございますが、この2つの議案につきましてはそれぞれ関連がございますので、事務局から一括して説明をお願いします。

事 務 局： 議案第5号の「事業計画」と議案第6号の「歳入歳出予算」について、併せてご説明させていただきます。資料では49ページ以降をご覧ください。まず議案第5号の平成16年度の「事業計画」についてでございますが、本協議会につきましては、合併特例法の期限内での合併申請を目指し、これまでの4市町協議の内容を活かして協議を行うということを前提としておりますことから、「事業計画」といたしましては、51ページに記載させていただいておりますとおり、主に協議会等の開催を内容としているところでございます。具体的には、本日の協議会を含め、2月中に2回の協議会を開催するとともに、3月上旬には合併協定調印式を予定していきたいと考えております。またその他の事業ということでは、広報広聴事業ということで、全戸配布を予定しておりますが、「協議会だより」の発行を2回予定している他、ホームページの開設などを予定しているところでございま

す。

続きまして議案第6号の「歳入歳出予算」についてでございますが、資料の55ページをご覧ください。まず歳入でございますが、各市町からの負担金などで510万円を見込んでいるところでございます。なお、各市町からの負担金につきましては、均等負担分と協議会だよりの発行部数による按分負担分とを併せ、ご負担いただくこととしているところでございます。

次に歳出の内容につきましては、56ページにまとめているところでございますが、協議会などの開催に係る「会議費」や協議会だよりの発行などの「広報広聴費」を合わせ「事業費」として440万6千円を、また事務局の経費となる「総務費」として60万円を、また「予備費」として9万4千円をそれぞれ計上し、合計で510万円を計上しているところでございます。説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

伊 東 議 長： ただ今事務局から、議案第5号と議案第6号について一括して説明がありました。これまでの説明の中で、何かご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： それでは、議案第5号と議案第6号につきましては、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし。」の声)

伊 東 議 長： それでは、議案第5号及び議案第6号につきましては、事務局案どおり決定させていただきます。続きまして、議案第7号の「新市建設計画(素案)」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 議案第7号の「新市建設計画(素案)」について説明させていただきます。資料1-1の「新市建設計画(素案)」及び資料1-4「新市建設計画(素案)新旧対照表」をご覧ください。

それでは、「新市建設計画(素案)」について説明させていただきますが、3市町の「新市建設計画」の検討に当たりましては、先の4市町協議時に策定いたしました「新市建設計画」が、将来を展望した長期的・広域的な視点に立ち、新市のまちづくりの計画を検討してきたものでございますことから、合併の枠組みが変わったといたしましても、その内容そのものを大きく変えることはないのではないかと判断に立ち、4市町協議時の「建設計画」を基本に、必要な修正を加えるという方向でまとめていきたいと考えております。

なお、主な修正箇所につきましては、別添の資料 1 - 4 の「新旧対照表」の方でまとめさせていただいておりますので、これからの説明の中では、「素案」と「新旧対照表」を見比べながらご覧いただきたいと思います。

それではまず、「素案」の目次をご覧いただきたいと思います。これまで同様、6章構成で構成していきたいと考えております。

次に1ページから5ページにかけての「第1章 はじめに」の部分でございますが、まず「1. 合併の必要性」ということで、「(1) 少子高齢社会への対応」や「(2) 地方分権の進展と多様な行政ニーズへの対応」など6項目を挙げておりますが、この部分につきましては、合併の枠組みの変更に伴う人口等の数字の修正や構成自治体数の修正のみを行っているところでございます。また5ページの「2. 計画策定の方針」の部分につきましても、同様に構成自治体名や自治体数の修正のみを行っているところでございます。

次に、6ページから11ページにかけての「第2章 新市の概要」でございますが、この部分につきましては、先程の第1章と同様、3市町に置き換えました数字の修正や構成自治体名の修正を行っておりますが、この中で9ページの「3. 面積」につきましては、3市町合計の面積が1,362.75 km²となり、都道府県で最も面積が少ない香川県の1875.9 km²と比較することが難しくなりましたことから、合併予定市も含め全国の1,000 km²を超える市の面積との比較の表に変更させていただいているところでございます。

次に12ページ以降の「第3章 新市建設の基本方針」でございますが、3市町に置き換えました数字の修正や構成自治体名の修正を行っておりますが、その他にもいくつかの修正を行っているところでございます。主な修正箇所でございますが、まず14ページの「2. 新市の特性・可能性」の「(1) 広大な面積をもつ都市」の中で、面積に関して東京都と比較する表現がございましたが、先程ご説明しましたような状況から「全国でも有数の面積を持つ都市」という表現に修正をさせていただいております。また「(2) 東北道の拠点都市」の中で、「特例市」について記載していた部分がございましたが、3市町の場合、すでに昨年12月末の住基人口で20万人を割っており、また今年10月の国勢調査でも総人口が20万人を割ることも予想されますことから、「特例市」に関する記述を改め、「新市は、総人口が約20万人の道内でも有数の都市となります」というように表現を修正させていただいたところでございます。

次に19ページからの「ゾーン別の整備方針」でございますが、20ページの図を修正するとともに、19ページの「主な地域」の記述を整理させていただいたところでございます。

次に23ページ以降の「2. 基本目標別主要施策」でございますが、当初、

白糠町の事業として予定しておりました事業がなくなりましたことから、いくつかの項目を削除させていただいております。具体的には、25ページの「水産業の振興」の中にごさいました「水産物冷凍・冷蔵・加工施設等の整備」、それと33ページの「市街地及び都市機能の整備」の中にごさいました「広域的レクリエーション施設の整備促進」、また同じく「再掲」ということで、37ページからの「公園・緑地・水辺の整備」の中にごさいました「広域的レクリエーション施設の整備促進」、次に38ページの「住宅・宅地の整備」の中にごさいました「地すべり対策の促進」、これらの項目につきましては、それぞれ主要事業の項目の中から削除させていただいたところでございます。

次に45ページの「地方分権に対応した行財政運営の推進」でございしますが、この項目の1行目に「特例市」に関する記述の部分がございましたが、先程ご説明いたしましたようなことにより、表現を修正させていただきました他、「広大かつ飛び地を含むという新市の地理的特性」を考慮し、第3段落目に「さらに、広大かつ飛び地を含むという新市の地理的特性を考慮し、（仮称）総合行政センターの配置や情報通信基盤の整備等により、新市の均衡ある発展を目指します。」という文言を追加させていただいたところでございます。また「（仮称）地域協議会」を、各市町に設置することとなりますことから、最終段落の中でその旨、表現を追加させていただいたところでございます。

次に、47ページの「3. 新市における北海道事業の必要性」でございしますが、白糠町のみで予定されておりました事業を削除することとし、その旨、表中の主要事業を整理させていただいたところでございます。

次に、48ページの「第5章 公共施設の配置」でございしますが、これまでは「総面積が2,000k㎡を越える広大な市」ということを記載させていただいておりましたが、先ほども触れさせていただきましたように、「広大かつ飛び地を含むという新市の地理的特性」ということを考慮し、その旨3行目に表現を追加させていただいたところでございます。

なお、4市町協議の時と同様に、具体的な事業につきましては、別添の資料1-3の「附属資料」の形でまとめさせていただいておりますが、この資料につきましては、白糠町で予定されておりました事業を削除するというので整理させていただいたところでございます。

次に49ページの「第6章 財政計画」でございしますが、「財政計画」につきましては、資料1-2の「財政計画（案）参考資料」を使って、説明させていただきたいと思っておりますので、そちらの方の資料をご覧いただきたいと思っております。3市町の「財政計画」でございしますが、まず「財政計画」の検討に当たりましては、基本的には4市町協議時に策定いたしました「財政計画」の「科目設定」の内容を変えずに、白糠町の離脱に伴う影響分のみを単純に除くとともに、3市町合併による合併支援措置を盛り

込んで取りまとめたものでございます。

それでは「参考資料」の1ページをご覧ください。「1 科目設定」でございませう。主な変更点でございませうが、「歳入」につきましては、「普通交付税」の「臨時的経費分」を13億8,470万円に、次に「特別交付税」の「格差是正分」を4億3,930万円に、また「国庫支出金」の「合併補助金」を4億5,000万円にそれぞれ修正しているところでございませう。次に2ページの「歳出」でございませうが、「積立金」の「振興基金造成分」を30億1,500万円に修正しているところでございませう。

次に3ページでございませうが、「2 財政計画」として、先程の「歳入」・「歳出」の「科目設定」に基づき、平成17年度から27年度までの11年間の財政計画を掲載させていただいております。また5ページでは、参考資料として平成28年度から10年間の財政の見込みを掲載させていただいているところでございませう。

次に7ページの「3 合併に伴う財政支援措置等」でございませうが、先程の「科目設定」の中でも一部ご説明をさせていただきましたが、国からの財政支援措置として、「地方交付税」や「国庫支出金」、「地方債」などの内容をお示ししているところでございませう。なお、この中で「地方債」の「合併特例債建設事業分」につきましては、4市町財政計画から白糠町の予定事業分を差し引いた165億円と設定し、毎年15億円を発行することとしているところでございませう。また、「合併特例債振興基金分」につきましても、合併年度から3年間合計で28億6,425万円としているところでございませう。

続きまして、9ページの「4 人件費の推移」でございませうが、「議員報酬」につきましては、仮置きでございませうが、4市町協議時の調整方針を基に、「議員数」を白糠町の17人と阿寒町で12月末に1人が減員となっておりますことから、両方を合わせた合計18人を減員した55人とするとともに、合併後の人口が20万人を切ることも予想されますことから、在任特例後の議員数を人口20万人未満の法定上限数である34人に設定して、算出しているところでございませう。この結果、議員報酬につきましては、現行と比較した場合、平成19年度以降減額となり、11年間合計で4億9,711万7千円の減額が見込まれるところでございませう。次に「委員報酬」のうち、「農業委員会」につきましては、4市町財政計画で設定した委員数から白糠町分を減員した委員数に仮置きをして算出しているところでございませう。また、「特別職の給料」、「職員給」、「その他の人件費」につきましては、それぞれ4市町財政計画と同じ設定で試算しておりますが、この結果、人件費全体では、11年間合計で73億5,338万9千円の削減が見込まれるところでございませう。

次に13ページの「5 物件費、補助費等の推移」でございませうが、これらにつきましても4市町財政計画と同じ設定で試算しておりますが、11年

間合計で、「物件費」では8億8,852万8千円、また「補助費等」では11億8,189万1千円の削減効果が見込まれるところでございます。

続きまして15ページの「6 住民負担・行政サービス等格差是正」でございしますが、調整方針に基づき、税金や使用料などの行政サービスの格差調整を行うもので、歳入歳出別に影響額を記載させていただいているところでございます。

それでは3ページの「2 財政計画（平成17～27年度）」にお戻りいただきたいと存じますが、これまでご説明いたしました「合併に伴う財政支援措置等」や「人件費」や「物件費、補助費等」の「削減効果」などを盛り込み平成17年度から11年間の「財政計画」をまとめたものでございます。なお、「財政計画」自体につきましては、歳入歳出が同額となるように調整をさせていただいておりますが、表の下の方に「単年度実質収支」の欄を設けてございます。この「単年度実質収支」につきましては、4市町の「財政計画」と同様、平成17年度から21年度までの5年間、財源不足が生じることとなりますが、不足額は4市町財政計画と比較して4億875万5千円の減少となっているところでございます。

以上、「財政計画」の概要につきましてご説明させていただきましたが、議員や農業委員会の取扱いなど一部仮置きとさせていただきました項目につきましては、この後の協議事項の中で協議されることとなっておりますので、その協議の結果を受け、「財政計画」に反映させるよう所要の修正を加えていきたいと考えております。

また「新市建設計画（素案）」につきましては、本日、ご承認をいただきました後、北海道との協議に入っていくこととしておりますので、よろしくお願いたします。説明につきましては以上でございます。

伊 東 議 長： ただ今事務局から議案第7号の「新市建設計画（素案）」について説明がありました。これまでの説明の中で、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

松 永 委 員： 交付税の問題など従来から疑問を持っている点がいくつかありますけれど、今日あえてお聞きしたいのは、歳出を見ますと維持補修費が9億5,739万5千円と平成37年まで全く同じ金額になっています。全く同じ金額というのは奇異な感じがします。先ほど議会議員や農業委員会については仮置きという話がありましたが、色々な条件の中で設定していくにしても、ずっと同額というのは理解ができません。その理由をお聞かせいただきたいと思います。

事 務 局： 維持補修費につきましては色々な施設の修繕を含めて予定されているところでございますが、これからの財政運営では新しい施設をたくさん建て

ていく、あるいはたくさん改修していくことはなかなか出来ないものと思っております。そうしますと、本来、額が少ないことに越したことはありませんけれども、諸般の事情を考えると現状の維持補修費は少なくとも確保させていただく必要があるのではないかと考え、設定させていただいていきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

松永委員： 気持ちとしては分かりますが、現実問題としてはそうはならないだろうと思っております。1つの例としてお聞きしたのですが、新市建設計画を見ましても、観光交流施設など新しい施設の建設もありますし、従来からの施設の管理・運営などもありますから、気持ちとしてこれ位で抑えたいといった考えはあったとしても、現実にはそうはならないとすると、新市建設計画全体そういったことにならないのではないかと考えるのではないのでしょうか。

事務局： 施設の大きな改修につきましては、維持補修費ではなく投資的な経費として扱うこととなりますが、維持補修となりますと一定の規模以下の修繕となります。まれに除雪費も入ることもありますけれども、そのような財政的な内訳となっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

伊東議長： 財政計画は長期的な見込みであり、歳入も歳出も一定のルールに基づいて見えております。実際はこれに多少の修正はあるだろうと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。他にありませんでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊東議長： それでは、議案第7号の「新市建設計画(素案)」につきましては、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし。」の声)

伊東議長： ありがとうございます。それでは議案第7号につきましては、事務局案どおり決定させていただきます。続きまして、議案第8号の「合併協定項目」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案第8号「合併協定項目」について説明させていただきます。別添の資料2「合併協定書修正案」をご覧ください。

なお、3市町の「合併協定項目」の検討に当たりましては、先の4市町協議の際に協議が整いました「合併協定項目」が、「広域合併」を目指し、調整方針の内容を大きく50の分類に分けて協議をしてきたものでござい

ますことから、合併の枠組みが変わったといたしましても、その内容を大きく変えることはないのではないかと判断に立ち、4市町協議時の「合併協定項目」の内容を引き継ぐことを基本に、合併の枠組みの変更により影響が生じる部分を修正させていただくという形で取りまとめていきたいと考えているところでございます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。まず番号1の「合併の方式」から番号4の「新市の事務所の位置」までの4項目についてでございますが、いわゆる「合併協定基本4項目」と言われているものでございます。これらの項目につきましては、合併の枠組みの変更に伴い、一部、構成自治体名の修正を行っておりますが、いずれも4市町協議時の内容を、そのまま引き継いでいきたいと考えているところでございます。

次に番号5の「財産・基金等の取扱い」でございますが、構成自治体数の修正を行いました他、2の(4)、4の(2)に記載がございました「(仮称)商工業振興基金」、「漁業振興基金」といった白糠町の基金に係る部分を削除し、それに伴う掲載区分の変更などの修正を行っているところでございます。

次に番号6の「議会の議員の定数及び任期等の取扱い」でございますが、本日配布させていただきました「当日提案1項目」の表をご覧くださいと思います。「議会の議員の定数及び任期等の取扱い」につきましては、2月1日に開催されました3市町正副議長会議の結果を受け、基本的には4市町協議時の内容と同じでございますが、新市の議員定数を34人とするとともに、在任特例期間経過後に行われます最初の一般選挙に限り設けられることとなります選挙区ごとの定数を、これまでの調整内容と同様に、合併時までに調整することとしたところでございます。

それでは資料2の1ページにお戻りいただきたいと思っております。番号7の「農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い」でございますが、4市町協議時には、合併時に2つの委員会を設置することとしていたところでございますが、合併の枠組みの変更により、合併時に1つの委員会に統合することとし、その旨、文章の修正をさせていただいたところでございます。

次に2ページの番号8から番号10までの3項目についてでございますが、番号9の「一般職の職員の身分等の取扱い」で、構成自治体数の変更や構成自治体名の削除などの修正をさせていただいたところでございます。また番号10の「(仮称)地域協議会の取扱い」につきましては、本日配布させていただきました「修正提案1項目」の表をご覧くださいと思いますが、構成自治体名などを削除させていただくとともに、「設置期間」の中で、協議会の設置時期が明確に分かるよう、「新市の市長就任後の最初の議会において設置する。」という文章に修正させていただいたところでございます。

それではまた資料2にお戻りいただき、3ページの番号11から番号16

までの6項目についてでございますが、番号11の「新市建設計画」につきましては、先程ご承認いただきました内容で、今後、北海道との協議を行い、次回協議会でご承認をいただくこととなりますが、その他の項目では、番号14の「組織機構の取扱い」で、構成自治体数の修正のみを行っているところでございます。

次に4ページの番号17と番号18の2項目についてでございますが、番号17の「一部事務組合・公社等の取扱い」で、構成自治体数の修正を行いました他、白糠町の離脱により、1の2段落目の「また」以下に記載しておりました「合併に伴う統合で設置の必要がない組合は解散するなど所要の手続を行う」という記載が不要となりましたことから、削除させていただいたところでございます。

次に5ページの番号19の「使用料、手数料等の取扱い」でございますが、白糠町の納付期間に合わせておりました2の(2)の「下水道の受益者負担金の納付方法」につきましては、金額により期間を最大6年間としております阿寒町の取扱いに合わせることとし、また、白糠町のコличествоに合わせておりました3の(1)の「住宅家屋証明」につきましては、4市町協議時と同様の金額で調整することとし、「700円」という金額を記載させていただいたところでございます。また、「4」の「新市において廃止するもの」につきましては、白糠町にのみ関わる内容のものでございますことから、削除させていただいたところでございます。

次に6ページの番号20の「補助金、交付金等の取扱い」でございますが、2の(3)の「私立幼稚園就園奨励費補助制度」及び(8)の「工業等振興条例助成」につきましては、合併の枠組みの変更により制度を持つこととなります自治体が釧路市のみとなりますことから、それぞれ「3」の区分の方に移行して整理をさせていただきますとともに、「4 新市において廃止するもの」につきましては、白糠町のみに関係する項目でございますことから削除させていただいたところでございます。

次に7ページの番号21から番号23-01までの3項目についてでございますが、構成自治体数の変更や構成自治体名の削除などの修正をさせていただきました他、番号21の「字名・町名の取扱い」で、「ただし書」で記載しておりました「調整に係る部分」の記載につきましては、自治体内での調整が不要となりましたことから、削除させていただいたところでございます。

次に8ページの番号23-02と番号24-01の2項目につきましては、番号24-01の「消防防災事業」で、構成自治体名の削除のみの修正を行っているところでございます。

次に9ページの番号24-02から番号25-03までの4項目についてでございますが、この内、番号24-02の「消防団」につきましては、これまでの各消防団との一元化協議の中で調整されました結果を踏まえ、1の(1)

に「連合消防団を組織し」という文言を追加させていただくとともに、2の(1)の「報酬及び旅費等」の項目の中で、「出勤報酬については、合併後3年程度で統合を図る。」という文言を追加させていただいたところがございます。また番号25-03の「姉妹都市及び国際・国内交流事業」につきましても、「3」及び「4」の項目の中にございました白糠町に係る部分を削除するとともに、釧路市の「八千代市、都留市などとの「国内交流事業」」について、掲載区分を変更して整理をさせていただいたところがございます。

次に10ページの番号25-04から番号25-06までの3項目についてでございますが、この内、番号25-04の「住民活動支援及び交通関連事業」で、白糠町の現行に合わせることでございました「4」の「交通災害共済制度」につきましては、「4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」として、「現行の阿寒町における仲介事務及び音別町における助成を平成17年度まで引き継ぎ、18年度以降の制度の取扱いについて新市で検討」するということに修正させていただいたところがございます。

次に11ページでございますが、番号25-07の「障害者福祉事業」につきましては、白糠町の離脱により、制度を持つこととなる自治体が釧路市のみとなりますことから、掲載区分の変更を含めた所要の修正を行っているところがございます。また、番号25-09の「児童福祉事業」につきましても、計画を持つ自治体がなくなり、現在策定中の「次世代育成支援地域行動計画」に引き継がれ、再編されることとなりますことから、その旨、修正させていただいたところがございます。

次に12ページの番号25-10から番号25-12までの3項目についてでございますが、番号25-10の「保健医療事業」で、構成自治体数の変更や構成自治体名の削除を行いました他、番号25-11の「保育事業」及び番号25-12の「その他福祉事業」で、白糠町の離脱により、制度を持つこととなる自治体が釧路市のみとなりますことから、掲載区分の変更を含めた所要の修正を行っているところがございます。

次に13ページの番号25-13の「農林水産関連事業」でございますが、この項目につきましても、構成自治体名の削除を行いました他、2の(8)の「水産加工振興対策」や「3」の項目の中で掲載されておりました「漁場管理対策」などの事業につきましては、白糠町の離脱により、事業を持つ自治体が釧路市のみとなりますことから、このことに伴う掲載区分の変更を含めた所要の修正を行っているところがございます。

次に14ページの番号25-14と番号25-15の2項目についてでございますが、構成自治体名の削除を行いました他、番号25-14の「商工・観光関連事業」で、5の(1)の「農村地域工業等導入促進法に基づく助成適用」につきましては、新市の人口が20万人を下回る見込みとなりますことから、制度が引き続き適用されることとなりますので、「阿寒町・音別町の農村地

域工業等導入促進法に基づく助成適用」に文言を修正させていただくとともに、掲載区分の変更をさせていただいたところでございます。

次に15ページの番号25-16から番号25-18までの3項目についてでございますが、白糠町の離脱により、制度や計画を持つこととなります自治体が釧路市のみとなりますことから、掲載区分の変更を含めた所要の修正をさせていただいたところでございます。

次に16ページでございますが、番号25-19の「上・下水道事業」で、1の(1)の文中にございました「工業用水道」の記載につきましては、現行の音別町の工業用水道事業に該当施設がないこと、また一部事務組合である釧路白糠工業用水道企業団の施設がそのままとなりますことから文言を削除させていただきますとともに、2の(1)の「水道事業の認可」及び(2)の「水道会計」につきましては、白糠町の離脱により、上水道事業を持つこととなる自治体が釧路市のみとなること、また(5)の「工業用水道事業」につきましても、工業用水道事業を持つこととなる自治体が音別町のみとなりますことから、掲載区分を変更させていただいたところでございます。また2の(4)の「簡易水道会計」及び(8)の「下水道事業計画」につきましては、構成自治体名を削除したことに伴い、文章の記載内容を整理させていただいたところでございます。次に番号25-20の「公立病院等事業」でございますが、2の(1)の「他の」と記載されていた部分につきましては、「音別町の」に修正させていただいたところでございます。

次に17ページの番号25-21の「学校教育事業」でございますが、構成自治体数の修正をさせていただくとともに、1の(6)の「道立高等学校及び市立高等学校」の項目にございました「白糠高校」の文言を削除させていただいたところでございます。また、2の(4)にございました「小・中学校の学校評議員」につきましては、釧路市のみ制度となりますことから掲載区分を変更して整理をさせていただくとともに、4の(1)の「中学校卒業記念品」につきましては、白糠町のみ制度でございますことから、削除させていただいたところでございます。

次に18ページの番号25-22と番号25-23の2項目についてでございますが、この内、番号25-22の「社会教育事業」につきましては、白糠町の離脱に伴い、1の(4)の「縫別自然の家」や4の「白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」の項目を削除するなどの所要の修正をさせていただいたところでございます。

次に最終ページの19ページの番号25-24の「その他事務事業」でございますが、白糠町のみ制度となります1の(2)の「宿日直勤務」を削除させていただきますとともに、2の(1)の「会計の設置」の項目の中で、構成自治体数の修正や構成自治体名の削除などの修正を行いました他、第2段落目に記載されております「音別町の簡易水道会計」につきましては、

「なお書き」以下の文言の中に包含されることとなること、また当初、合併後 2 年程度で企業会計に移行することとされておりました阿寒町・音別町の下水道特別会計が、合併時に前倒しをして一つの特別会計に統合されることとなりますことから、2 の（ 1 ）の文章の内容を整理させていただいたところでございます。また、2 の（ 5 ）の「イ」につきましては、白糠町の方式に合わせていたところでございますが、白糠町の離脱により、阿寒町の取扱いに統合させていただく内容に修正させていただいたところでございます。

以上、議案第 8 号の「合併協定項目」について説明をさせていただきました。よろしくお願いいいたします。

伊 東 議 長： ただ今、事務局から議案第 8 号の「合併協定項目」について説明がありました。これまでの説明の中で、ご質問、ご意見をお受けしたいと思いますが、説明のありました項目が大変多くなっておりますことから、2 つの区分に分け、それ以降 9 ページの番号 24-02 までの項目に係る部分と、最終ページまでの項目に係る部分に分け、ご質問、ご意見をお受けしたいと思います。それではまず、前半の 9 ページの番号 24-02 までの項目につきまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

松 永 委 員： まず、6 番の議会の件、23 番の国民健康保険の件については同意できません。私達は議会については合併するなら選挙を行うべきだと考えています。

次に質問は 9 番と 24 番の消防に関わる問題ですが、西部消防組合は飛び地となって音別の消防は 4 台 13 人といった現状でいくことになるのかもしれませんが、白糠の消防については最終的には釧路市への委託にならざるを得ないのではないかと考えていますが、この見通しについてはどのようにお考えでしょうか。

伊 東 議 長： 白糠町から釧路市の消防本部の方に内々のご相談があったところでございます。この件については、今、松永委員のお話のとおり、形としては白糠町単独で消防を維持することは難しいことから新しい市への委託になるのではないかと想定されるところであり、地域防災という観点から考えていかなければならないと思っているところでございます。

それでは他にありませんでしょうか。前半がなければ、続きまして 9 ページの番号 25-01 から最終ページまでの項目につきまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

（「ありません。」の声）

伊 東 議 長： それでは、議案第 8 号の「合併協定項目」につきましては、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし。」の声)

伊 東 議 長： 議案第 8 号の項目につきましては、長年に渡りまして色々と熱心にご議論いただいていたものでございます。また、今後、修正等が出てくるようなことがございましたら、改めてご相談させていただきたいと思っております。

それでは、議案第 8 号につきましては、事務局案のとおり決定させていただきます。以上で予定されておりました協議事項につきましては、全て終了いたしました。

伊 東 議 長： 続きまして、会議次第 7 の「その他」でございますが、事務局から次回の協議会の開催予定を含め、説明をお願いします。

事 務 局： 資料 61 ページをご覧ください。まず次回協議会の開催予定でございますが、2 月 25 日午後 1 時 30 分から、釧路パシフィックホテル 3 階飛鳥の間において開催を予定しているところでございます。

次に今後の予定でございますが、次回協議会で全ての協議が整いました場合、3 月 3 日に合併協定調印式を行い、その後、3 月中旬に各市町の議会で合併の議決をいただいた上で、3 月末までには北海道知事へ合併申請を行うというスケジュールで進めていきたいと考えているところでございます。説明につきましては以上でございます。

7 . 閉会

伊 東 議 長： ただ今、事務局から次回協議会の開催予定に併せ、今後のスケジュールなどについての説明がありました。大変時間が短い中ではありますけれども、それぞれの地域で住民の皆様への説明会、あるいは資料の配布などの予定もあろうかと思っております。どうかこれまで以上に真剣なご論議、あるいはご意見の聴取等いただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

委員の皆様には年度末を迎えまして、何かとお忙しくご都合もあろうかと思っておりますが、是非とも 3 市町の合併協議を円滑に進めていくことができますよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。また、何かご要望等がございましたらご遠慮なく事務局へ申しつけ下さい。それでは、会議次第にありました事項につきましては全て終了いたしました。委員の皆様から、他に何かございますでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： よろしければ、委員の皆様のご協力に感謝を申し上げまして、これで第
1回の合併協議会を終了させていただきます。本日は長時間にわたりあり
がとうございました。

(閉会 午後2時53分)

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会 会長 釧路市長 伊 東 良 孝

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会署名委員 濱 屋 重 夫

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会署名委員 粟 野 二 郎